

○仙台市興行場法の施行に関する条例

平成一二年三月一七日

仙台市条例第一三〇号

改正 平成二三年五月条例第三〇号

平成二四年三月条例第一七号

平成二四年一二月条例第七四号

平成二五年三月条例第一七号

平成二六年三月条例第一三〇号

平成二七年三月条例第二四号

平成二八年三月条例第六号

(趣旨)

第一条 この条例は、興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(興行場の設置場所の基準)

第二条 法第二条第二項に規定する興行場の設置の場所に関する公衆衛生上必要な基準は、次のとおりとする。

- 一 公衆衛生上著しい危害の生ずるおそれのない場所であること
- 二 周囲には、採光及び換気に支障がないような空間を設けること。ただし、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(平二四、一二・追加)

(興行場の構造設備の基準)

第三条 法第二条第二項に規定する興行場の構造設備に関する公衆衛生上必要な基準は、次のとおりとする。ただし、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、第一号へ及び第二号の規定は、適用しない。

- 一 興行場全般の構造設備は、次によること
 - イ 十分な耐久性を有する材料で造られ、かつ、清掃及び排水が容易に行える構造であること
 - ロ 外部に開放されている窓、給気口、排気口等には、ねずみ、昆虫等の侵入を防止するための金網等を設けること
 - ハ 入場者が容易に移動及び避難ができる広さを有すること
 - ニ 天井は、必要に応じ十分な高さを有すること

- ホ 入場者のサービスの用に供する座布団等を使用する施設には、清潔で衛生的な専用の保管設備を設けること
 - ヘ 十分な清掃用具を備え、かつ、清潔で衛生的な専用の保管設備を設けること
 - ト 入場者の利用しやすい場所に、清潔で衛生的なごみ箱を備え、適当な場所にごみ集積所を設けること
 - チ 入口には、靴等に付着する泥土を除去するためのマット、敷物等を置くこと
- 二 換気又は照明に係る構造設備は、次によること
- イ 入場者が利用する場所（喫煙所（専らたばこを吸う用途に供されるための区域をいう。以下同じ。）を除く。）には、市長が定める基準に適合するように、機械換気設備（空気を浄化し、その流量を調節して供給（排出を含む。）をすることができる設備をいう。ロにおいて同じ。）又は空気調和設備（空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給（排出を含む。）をすることができる設備をいう。ロにおいて同じ。）を設けること
 - ロ 喫煙所を設ける場合には、たばこの煙が当該喫煙所外の入場者が利用する場所に流出しない構造とし、かつ、当該喫煙所内に専用の機械換気設備又は空気調和設備を設けること
 - ハ 入場者の衛生及び興行に支障のないよう市長が定める照度を満たす機能を備えた照明設備を設けること
- 三 客席部（興行を見せ、又は聞かせるため入場者が利用する場所をいう。第五条において同じ。）の構造は、次によること
- イ ロビー、便所等と隔壁等により区画されていること
 - ロ 市長が定めるところにより、通路及びいす席、座り席又は立ち席を設けること
 - ハ 舞台と明確に区分されていること
- 四 便所は、各階ごとに、かつ、入場者が利用しやすい場所に設け、次に掲げる要件を備えること
- イ 男性用と女性用に区別されていること
 - ロ 床面及びこれから一メートルの高さまでの内壁（腰張りを含む。）は、不浸透性の材料を用いて作られ、かつ、清掃が容易に行える構造であること
 - ハ 市長が定める数の便器を有し、その材質は陶磁器その他不浸透性のものであること
 - ニ 流水式の手洗い設備を有すること
- （平二四、一二・追加）

(興行場について講ずべき衛生上必要な措置の基準)

第四条 法第三条第二項の規定により条例で定める基準は、次のとおりとする。

一 興行場全般の衛生上必要な措置は、次によること

イ 興行場及びその周囲は、必要に応じて補修を行い、常に清潔にし、衛生上支障のないようにすること

ロ ねずみ、昆虫等を駆除するため、六月以内ごとに一回、巡回点検を実施し、その結果に基づき、駆除作業その他の必要な措置を講ずるとともに、当該点検及び措置の記録を二年間保存すること

ハ 二月以内ごとに一回、適切な方法で消毒を実施し、その記録を二年間保存すること

二 換気又は照明に係る衛生上必要な措置の基準は、次によること

イ 営業中は、換気を十分に行うこと

ロ 換気設備及び照明設備は、定期的に保守点検し、機能が低下しないように適正に管理すること

三 清潔その他衛生上必要な措置の基準は、次によること

イ ごみその他の廃棄物は、適切に処理すること

ロ 喫煙所を設けない場合には、入場者が利用する場所は、禁煙とすること

ハ 禁煙及び喫煙所である旨の表示並びにごみ箱の設置場所の表示は、入場者に見えるように掲示すること

ニ 従業者に、次に掲げる事項を遵守させること

(1) 衣服は、常に清潔に保つこと

(2) 感染のおそれのある疾病にかかっている者又はその疑いがある者は、業務に従事しないこと。ただし、医師の診断により業務に従事することにつき衛生上支障がない場合は、この限りでない。

ホ 興行場の適正な衛生管理のため、常に従業者の教育に努めること

(平二四、一二・追加)

(構造設備等の基準の特例)

第五条 市長は、客席部が屋外に面している等特殊な理由がある場合には、興行場の特性に応じ、公衆衛生上支障がないと認める範囲で前二条に規定する基準を適用しないことができる。

(平二四、一二・追加)

(営業の休廃止の届出)

第六条 法第二条第一項の許可を受けて興行場営業を営む者（以下「営業者」という。）は、当該興行場の営業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止したときは、十日以内にその旨及びその理由を市長に届け出なければならない。

（平二四、一二・旧第二条繰下）

（管理者の設置等の届出）

第七条 営業者は、自ら興行場を管理しないときは、当該興行場に管理者を置かなければならない。

2 営業者は、前項の規定により管理者を置いたときは、十日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

3 営業者は、管理者を変更したとき又は管理者を置かなくなったときは、十日以内にその旨及びその理由を市長に届け出なければならない。

（平二四、一二・旧第三条繰下）

（手数料）

第八条 市長は、法第二条第一項の規定による興行場営業の許可の申請に対する審査の事務につき、興行場営業許可申請手数料として一件につき二万二千元を徴収する。

（平二四、一二・旧第四条繰下、平二八、三・改正）

（委任）

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（平二四、一二・旧第五条繰下）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に仙台市興行場法施行細則（昭和五十九年仙台市規則第五十三号）の規定によりなされた手続その他の行為でこの条例中これに相当する規定のあるものは、この条例の規定によりなされたものとみなす。

（平成二十三年東北地方太平洋沖地震の被災者に係る手数料に関する特例）

3 市長は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震の被災者について特に必要と認めるときは、第八条に規定する手数料で平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十一日までの間に同条の申請がなされたものを免除することができる。

（平二三、五・追加、平二四、三・平二四、一二・平二五、三・平二六、三・平二

七、三・改正)

- 4 市長は、前項の被災者で特に必要と認めるものから同項に規定する手数料を徴収したときは、これを還付することができる。

(平二三、五・追加)

附 則 (平二三、五・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平二四、三・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平二四、一二・改正)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において興行場法施行条例の一部を改正する条例(平成十六年宮城県条例第六十二号)附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる基準の適用を受ける者が、当該基準の適用に係る興行場の構造設備について講ずべき基準については、この条例の施行の日以後最初に当該興行場の増築若しくは改築又は大規模な修繕をするまでの間は、改正後の第三条第二号ロの規定に適合しない部分に限り、そのなお従前の例によることとされる基準によることとする。

附 則 (平二五、三・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平二六、三・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平二七、三・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平二八、三・改正) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十八年十月一日から施行する。

(使用料に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前になされた使用の許可その他これに類する行為(次項において「使用の許可等」という。)に係る使用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日以後になされた使用の許可等について、施行日前に使用の予約その他の使用の許可等に準ずるものとして市長又は教育委員会が認める行為があった場合においては、当該行為を使用の許可等とみなして同項の規定を適用することができる。

(手数料に関する経過措置の原則)

4 次項に規定するもののほか、施行日前になされた申請その他これに類する行為に係る手数料については、なお従前の例による。